

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

2022年3月29日

2. 認定事業適応事業者の名称

日本通運株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

同社は、今後の成長の要となる国際航空貨物事業において、競合他社に先立ち、「グローバルレベルでの情報一元化」を実現するDXの推進を実施する。これを通じて、調達力・開発力・販売力の強化によるグローバル市場における競争力向上と同時に、業務効率化にも取り組むことで、労働力不足に対応するとともに収益力の更なる増強を図る。また、同社は今後の取組みとして陸海空のクロスモードセールスの更なる推進を掲げている。当該DX推進により、国際航空貨物事業の顧客の維持・獲得が国際航空輸送のみならず国際海上輸送や国内輸送における取引拡大にも寄与し、同社全体のトップラインの成長を牽引していくことが見込まれる。

創立100周年に向けた新たな長期ビジョンにおいて掲げている「将来のありたい姿」である「グローバル市場で存在感を持つロジスティクスカンパニー」の実現を目指すためには、時代の潮流へのタイムリーな対応が将来的に肝要となる。同社が推進するDXにおいては、この実現に向け、従来のレガシープロトコルによる制約から脱却しシステムのオープン化を図ることにより、外部法人との連携や社内の新ツール等との連携を容易にする。これらの取組みにより、営業力を強化しつつ、当該対応に要する同社の工数も削減し、グループの持続的成長と企業価値向上を目指す。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

令和8年度（2026年度）において、総資産利益率が比較対象期間（平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）までの期間）におけるその総資産利益率の平均値を2.21%ポイント上回ることを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

令和8年度（2026年度）において、同社の有利子負債はキャッシュフローの3.6倍、経常収支比率は109%となる予定である。

(4) 事業適応の類型
情報技術事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）
「44：道路貨物運送業」
(選定の理由)

同社は、昨今の経済社会情勢の変化の中で、同社の目指すグローバル市場で存在感を持つロジスティクスカンパニーを目指すうえで重要な国際航空貨物事業におけるDX取組による事業適応を実施していくため。

(6) 事業適応の具体的内容

国際航空貨物事業における基幹システムを構築し、海外グループ法人と発着地間で共有するデータ、他の輸送システムから取得した配送情報をクラウド上で一元管理するとともに、顧客のシステムとの連携により共有する貨物情報・配送情報・請求情報や、全社の財務情報を有効に組み合わせて活用する。

これらの国内外の様々なデータを一元管理することにより、各種入力や実績集約、通関書類作成等の工数を削減して労働力不足に備えた生産性の徹底的な向上や働き方改革の加速、ペーパーレス化に取り組む。それに加え、集約された経営情報をもとにしたタイムリーな経営判断による収益性向上に取り組んでいく。

また、従来のレガシープロトコルによる制約から脱却し、システムのオープン化を図ることにより、外部法人との連携や社内の新ツール等との連携が容易になり、一元化された情報を新たな形で利活用していく柔軟性が高まる。例えばAPI連携等による顧客システムへの貨物配送情報の連携や輸送におけるCO2排出量のタイムリーかつ包括的な把握等のように、時代の潮流に応じて多様化する顧客ニーズに応じたサービス展開を図ることが可能となる。これにより、既存日系顧客への提供価値を高めるだけでなく、非日系顧客へも営業を拡大する。

これらの取組みにより、航空国際貨物事業において一単位当たり販売費の額を、基準年度における当該販売費の額から13.97%低減させることを目指す。

- ・産業競争力強化法第21条の28第2項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準への適合：有
- ・産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準への適合：有

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：令和4年（2022年）4月

終了時期：令和8年（2026年）12月